

学校ウェブページの作成ガイドライン

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

1 学校ウェブページの作成及び運用について

- ・学校ウェブページは、保護者をはじめとして地域に広く公開するものであり、学校の情報発信手段として正しく運用すること。
- ・公開する情報については、人権に配慮するとともに、「著作権法」及び県ならびに各市町村が制定している「個人情報保護条例」などに準じて、適切に運用すること。
- ・学校ウェブページ作成において、閲覧者の視点に立った、見やすく、分かりやすい内容となるよう努めるものとし、年齢的または身体的条件にかかわらず利用できるよう配慮すること。
- ・学校長は、学校ウェブページの作成、運用及び管理について、所属の職員を指導監督すること。

2 学校ウェブページのユーザ ID やパスワード管理について

- ・ユーザ ID やパスワードは厳重に管理し、ネットワーク担当者の異動等による書類の紛失がないようにすること。

3 学校ウェブページの内容について

- ・トップページには、著作権の範囲及び連絡先（メールアドレスなど）を明記すること。
- ・ウェブページの作成及び更新にあたっては、自らのウェブページが目的に沿っているかどうかを検討する委員会等（以下「ウェブページ検討委員会」という）を設置すること。
- ・セキュリティ上の観点から、追加、変更及び削除作業は、学校職員のみが行うこと。
- ・掲載内容の追加、変更及び削除が生じた場合、適宜ウェブページ検討委員会で検討し、当該学校長の承認を得たうえで、速やかに追加、変更及び削除すること。

4 掲載にあたっての留意事項

掲載する情報については、著作権やプライバシーなどを重視し、関係者の承諾のもとに掲載すること。

(1) 児童・生徒の写真・映像の掲載について

特に次の事項に注意すること。

- ・個人のプライバシーを侵害するおそれのある写真を掲載しないこと。
- ・個人が特定されるような写真を掲載しないこと。
- ・高解像度の画像を見かけ上の表示サイズだけを縮小して掲載しないこと

ただし、教育上ウェブページで公開することが必要と認められる場合にあっては、文書をもって関係する児童生徒及び保護者にウェブページ掲載の目的や危険性などを十分に説明したうえで、ウェブページ掲載への承諾を得ることができた場合に限り、一定期間掲載できるものとする。

(2) 児童・生徒の作品掲載について

作品の著作権は該当児童・生徒に帰するものであり、必ず本人及び保護者に掲載許諾を得

るようにして、児童・生徒に不利益が生じないように配慮すること。

(3) 対外文書の掲載について

児童・生徒や保護者向けの学校便りや学級通信等の対外文書と学校ウェブページに掲載する情報とは区別し、児童生徒の個人情報が掲載された対外文書をそのまま公開しないような措置をとること。

(4) フリー素材の使用について

フリー素材の利用にあたっては、事前に使用規約や許諾条件を必ず確認しておくこと。

(5) 音楽データの掲載について

BGMや合唱コンクールなどの歌声・演奏を学校ウェブページに掲載するような場合は、社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)への利用許諾手続きをとること。

(6) 新聞記事等の掲載について

新聞やテレビ放送で報道された学校行事や児童・生徒の表彰等の記事等を学校ウェブページに掲載する際には、必ず発信元に連絡し許諾を受けるようにすること。

(7) リンクについて

外部のウェブページにリンクするときは、ウェブページ管理者に対してリンクの許諾を得ること。ただし、リンク設定先のウェブページの内容から、当該ウェブページを管理する者への協議及び承諾を受ける必要がないことが明らかな場合には、当該協議及び承諾は不要とする。

5 個人情報及びデータの漏洩防止について

学校ウェブページを作成するために準備したデータ等の管理については、外部に情報の漏洩がないよう、ウィルス感染も含めて、取り扱いには十分注意すること。

6 その他の教育機関のウェブページについて

その他の教育機関のウェブページについても、上記1から5に準ずることとする。